

新型コロナウイルス感染症に係る 工事及び業務の対応について ～お知らせ～

令和4年1月
山口県

現在、感染力の非常に強いオミクロン株の影響により全国的に感染者が急増しています。

本県においても、まん延防止等重点措置の適用が決定したところであり、感染の拡大を防止するため、施工中の現場等では、感染拡大防止措置等について、適切な対策を講じるようお願いします。

なお、これらの感染拡大防止対策の実施に伴い、追加で費用を要する場合の設計変更については、発注者と協議を行ってください。

1 移動について

まん延防止等重点措置区域等の感染拡大地域との往来は、慎重に判断する。

2 感染拡大防止措置等について

施工中の現場等では、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがい、換気、感染リスクが高まる「居場所の切り替わり」（休憩室・喫煙所・更衣室等）への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じる。

3 一時中止措置等の対応について

新型コロナウイルス感染症の罹患や、感染拡大防止措置に伴って技術者等の確保や、資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工（業務）を継続することが困難となり、一時中止等の希望がある場合は、その理由と期間を付して申し出る。

なお、申し出の内容等を確認した上で、必要があると認められる場合には、契約書に基づく工事の一時中止及び設計図書の変更等を行う。

(参考)

- 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和3年5月12日改訂版）
- 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例
（国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html）
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン
（内閣府HP：<https://corona.go.jp>）
- 山口県の新型コロナウイルス感染症関連情報
（山口県HP：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10000/korona2020/202004240002.html>）